

保存版

台風等に対する非常措置について

本校では、台風等により京都市(※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

登校前に発令された場合

「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 翌日の5校時(13時55分)から始業(給食は中止)
- ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 3校時(10時45分)から始業(集団登校は2時間遅れ)
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時(13時55分)から始業(集団登校は5時間遅れ、給食中止)
- ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

在校中に発令された場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。その後、気象状況、帰宅に関する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、引渡しカードに記載のように対応します。不測の事態に於いては保護者と連絡が取れるまで学校に留め置くこととします。(特別警報は震度5弱以上の地震と同様に引き渡しとなります)

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

地震に対する非常措置について

京都市立小、中学校においては、市内(他の行政区も含む)で震度5弱以上の地震があった場合は、一律、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

登校前に発生した場合

震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

- ※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
- ※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(すぐーるやホームページなど)により、授業等を実施する旨を連絡します。

☆臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。その後、被害状況、帰宅に関する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し対応しますが、不測の事態に於いては保護者と連絡が取れるまで学校に留め置くこととします。